

答申書

葉山町長 山 梨 崇 仁 殿

葉山町情報公開審査会  
会 長 相 川 忠 夫

当審査会は、平成 24 年 3 月 13 日、葉山町長（実施機関）から、平成 24 年 2 月 16 日付行政情報非公開決定（葉企第 92 号。以下「本件非公開決定」という。）に対する異議申立人の同年 2 月 29 日付異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）について諮問（葉企第 102 号）を受け、審議した結果、次のとおり答申する。

一 答申

本件異議申立てには理由がないので、これを棄却する決定をすべきである。

二 本件異議申立ての概要

1 本件非公開決定

異議申立人は、平成 24 年 2 月 8 日、葉山町情報公開条例（以下「町条例」という。）第 4 条第 1 項に基づき、平成 23 年 11 月 4 日付異議申立てに係る情報公開審査会（以下「審査会」という。）の要点記録の公開を請求した（以下、「本件公開請求」という。）。

これに対して、葉山町長は、次の理由から、町条例第 5 条第 3 号に該当するとして、本件非公開決定をした。

審査会における審議は、非公開とされており、要点記録を公開することは、非公開とした趣旨を失わせる。

審査会における審議内容を公開することは、委員間の率直な意見交換や意思決定の中立性を不当に損なうおそれがある。

2 本件異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 2 月 16 日頃、本件非公開決定の通知を受け、これを不服とし、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、その取消しを求める本件異議申立てをした。異議申立人は、審査会の要点記録が公開されるべき事由として、次のように主張する。

町条例の理念（第 1 条参照）に照らせば、町の保有する行政情報は、できる限り公開されるべきで、非公開とされる情報は、個人情報等限定的でなければならない。

審査会の審議が非公開とされていても、要点記録の公開が、非公開とした趣旨を失われると

は限らない。また、審査会における委員の発言は、公的な場での発言であり、審議の内容を町民から隠す意味を見いだせない。

### 三 当審査会の判断

異議申立人は、審査会の要点記録が公開されるべき理由として、上記の2点を主張する。しかし、そのうちの は、町条例の理念を確認したに過ぎない。それゆえ、以下では、 の主張に絞って、審査会の要点記録が町条例第5条第3号に該当するかどうかを検討する。

#### 1 町条例第5条第3号の趣旨

町条例第5条第3号は、「実施機関内部……における……審議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」のある情報は、非公開にすると定めている。

これは、最終的な決定に至る前の審議・検討中の情報を公開するならば、町の行政決定をゆがめ、町政に対する信頼を損ねるおそれがあることを考慮したものである。

確かに、町政に関する説明責任を果たすには、既決事項に関する情報だけでなく、決定に至るまでの情報の公開が望まれる。しかし、審議・検討中の未成熟な情報の公開は、町政に関する根拠のない憶測を呼び、町民を混乱させるおそれがある。さらに、外部からの圧力や干渉等を招き、町民の福祉実現とは異質な理由から、行政決定が行われるおそれもある。

それゆえ、町の説明責任という観点から見ても、町民を混乱させ、または、町的意思決定に支障が生ずるおそれがある場合には、非公開とされるのである。

もちろん、このような支障が生ずるおそれは、公開請求の対象となった情報に注目して判断されなければならない。例えば、審査会の審議が非公開とされている、審査会自身が公開を望んでいないという形式的な理由のみで、町条例第5条第3号に該当するものと判断されてはならない。

#### 2 審査会の要点記録公開の是非

##### (1) 審査会の審議

審査会は、公開請求のあった情報を公開しない旨の決定（町条例第9条第2項）に対する異議申立てがあったときに、実施機関から諮問を受け（町条例第15条）、中立な立場の第三者機関として、異議申立てに対してどのような応答をすべきかについて答申する（町条例第19条第1項第1号）。審査会は、裁決機関ではない。しかし、特別な理由がない限り、実施機関は、審査会の答申を尊重するので（町条例第17条）、審査会の答申、そして、答申の内容を決定づける審査会の審議は、異議申立人にとって重要であるばかりでなく、町条例に基づく情報公開制度が十全に機能するかどうかの点でも重要な意味を有する。

そのため、町条例は、第20条で審査会の権限を定めるほか、諮問から答申を経て実施機関

の決定に至る手続の流れも明確に定めている（町条例第 15 条、第 22 条、第 17 条）。

その一方で、町条例第 19 条第 4 項は、審査会の調査、審議を原則非公開と定めている。これは、審査会の審議が、個別具体的な異議申立て事件に関する判断を内容とするからである。個別具体的な事件を離れて、町政について専門家的・第三者的立場から意見を述べる場合とは異なる。

審査会の審議では、当事者の私事・秘密に関する事項や公開の対象とならない行政情報も、俎上に載せて、議論・検討される。個々の委員の考え方も率直に示される。資料の内容や意味をめぐり、意見の対立が生じることもありうる。審査会は、こうした議論を経て、その事件の特徴・問題点に関する共通理解を形成し、公開請求の対象とされた情報について町条例との関係でどのように評価すべきかの判断を形成していく。

このような審議過程の情報を不特定多数者に公開するならば 情報公開請求は、目的の如何を問わず、誰でもできる（町条例第 3 条） 、審査会の審議や委員に対する誤解を生じるおそれがないとは言えない。誤解に基づき、委員や審査会（町）に対して、いわれのない非難・中傷がされるおそれもある。こうした状況になれば、特定の立場を前提とせずに、自由かつ率直な意見交換をすることは困難になる。

このような町条例第 19 条第 4 項の考え方は、そのまま町条例第 5 条第 3 号にも当てはまる。特に、本件公開請求の対象とされている要点記録は、委員の発言をそのまま採録したものではなく、審議の流れを要約したものである。審議の場にはいない者が見れば、実際の審議での意見交換とは全く異なる状況を思い浮かべられるおそれもある。

## （２）町政に関する説明責任

また、情報公開制度に関する運営状況を見るならば、町は、情報公開制度について、十分な説明責任を果たしており、審査会の要点記録を公開する必然性は認められない。

第一に、町は、実施機関の諮問に対する審査会の答申を、個別の請求を待つことなく、公開している。これには、情報公開請求の内容、非公開決定の内容、異議申立ての内容とともに、審査会が、いかなる理由で、答申の結論に至ったかも説明されている。町民は、これを検討することによって、審査会が、町条例の期待する役割を果たしているかどうかを判断することができる。

第二に、異議申立てに対する決定（行政不服審査法第 47 条）があった後であれば、異議申立書（同法第 9 条第 1 項）、実施機関の弁明書（同法第 22 条）、異議申立人の反論書（同法第 23 条）、異議申立人または参加人が提出した書類（同法第 26 条）、第三者が実施機関に提出した反対意見書（町条例第 12 条）も、町条例第 5 条各号の定める情報を除き、実施機関が保有する行政情報（町条例第 2 条第 2 項）として、情報公開の対象となりうる。町民は、これらの資料と、審査会の答申とを照合することによって、審査会の判断の当否を検討することも可能である。

### (3) 結論

以上のことからすれば、審査会の要点記録は、これを公開することによって、審査会における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があり、かつ、審査会の要点記録を公開せずとも、情報公開制度に関する町の説明責任は十分に果たされており、審査会の要件記録を公開する必要性は認められない。

審査会の要点記録が町条例第5条第3号に該当するとして、これを非公開とした本件非公開決定は、妥当である。